

事 務 連 絡
令和 5 年 1 月 31 日

関 係 団 体 御中

厚生労働省保険局医療課

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」
等の一部改正について

標記について、別添のとおり地方厚生（支）局医療課長、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）長あて通知したのでお知らせします。

保医発 0131 第 3 号
令和 5 年 1 月 31 日

地方厚生（支）局医療課長 都道府県民生主管部（局） 国民健康保険主管課（部）長 都道府県後期高齢者医療主管部（局） 後期高齢者医療主管課（部）長	}	殿
--	---	---

厚生労働省保険局医療課長
(公 印 省 略)

厚生労働省保険局歯科医療管理官
(公 印 省 略)

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」
等の一部改正について

今般、下記の通知の一部を別添のとおり改正し、令和 5 年 2 月 1 日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

別添 1 「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」（令和 4 年 3 月 4 日保医発 0304 第 9 号）の一部改正について

別添 2 「特定保険医療材料の定義について」（令和 4 年 3 月 4 日保医発 0304 第 12 号）の一部改正について

（参考）医療機器の保険適用にかかる疑義解釈について

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」
(令和 4 年 3 月 4 日保医発 0304 第 9 号) の一部改正について

- 1 I の 3 の 130 (2) を次に改める。
 - (2) 経皮的冠動脈形成術用カテーテル・再狭窄抑制型は、冠動脈ステント内再狭窄病変又は新規冠動脈病変に対して使用された場合に算定できる。ただし、対照血管径が 3.0mm 以上の新規冠動脈病変に対しては関連学会が定めるステートメントに沿って使用した場合に限り算定できる。

「特定保険医療材料の定義について」
(令和 4 年 3 月 4 日保医発 0304 第 12 号) の一部改正について

- 1 別表のⅡの 130(2)③カ中の「対照血管径が 3.0mm 未満の新規冠動脈病変」を「新規冠動脈病変」に改める。

医療機器の保険適用にかかる疑義解釈について

【130 心臓手術用カテーテル】

問1 「130 心臓手術用カテーテル」における「関連学会が定めるステートメントに沿って」とは、具体的には何を指すのか。

(答) 日本心血管インターベンション治療学会の「血管径 3.0mm 以上の新規冠動脈病変への DCB の使用について」(2022 年 12 月 1 日)にある、

『1. 使用条件

・ DCB Real World Registry への登録

2. DCB 治療が考慮される症例及び病変

・出血リスクが高い患者又はステント留置に伴う長期の抗血小板療法が困難と考えられる患者

・ステントの成績が十分確立していない患者(回旋枝入口部、分岐部側枝等)

ただし、DCB 治療時の前拡張において重度の解離が発生した場合は、急性冠閉塞のリスクがあるためステント留置を考慮する。』
のことを指す。

(別添 1 参考)

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」(令和 4 年 3 月 4 日保医発 0304 第 9 号)の一部改正について
(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
I 診療報酬の算定方法(平成 20 年厚生労働省告示第 59 号)(以下「算定方法告示」という。)別表第一医科診療報酬点数表に関する事項 1・2 (略) 3 在宅医療の部以外の部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)に係る取扱い 001～129 (略) 130 心臓手術用カテーテル (1) (略) (2) 経皮的冠動脈形成術用カテーテル・再狭窄抑制型は、冠動脈ステント内再狭窄病変又は新規冠動脈病変に対して使用された場合に算定できる。ただし、 <u>対照血管径が 3.0mm 以上の新規冠動脈病変に対しては関連学会が定めるステートメントに沿って使用した場合に限り算定できる。</u> (3)～(9) (略) 132～220 (略) 4～6 (略) II～IV (略)	I 診療報酬の算定方法(平成 20 年厚生労働省告示第 59 号)(以下「算定方法告示」という。)別表第一医科診療報酬点数表に関する事項 1・2 (略) 3 在宅医療の部以外の部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)に係る取扱い 001～129 (略) 130 心臓手術用カテーテル (1) (略) (2) 経皮的冠動脈形成術用カテーテル・再狭窄抑制型は、冠動脈ステント内再狭窄病変又は対照血管径が 3.0mm 未満の新規冠動脈病変に対して使用された場合に限り算定できる。 (3)～(9) (略) 132～220 (略) 4～6 (略) II～IV (略)

(別添 2 参考)

「特定保険医療材料の定義について」 (令和 4 年 3 月 4 日保医発 0304 第 12 号) の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
(別表) I (略) II 医科点数表の第 2 章第 3 部、第 4 部、第 5 部、第 6 部、第 9 部、第 10 部、第 11 部及び第 12 部に規定する特定保険医療材料 (フィルムを除く。) 及びその材料価格 001～129 (略) 130 心臓手術用カテーテル (1) (略) (2) 経皮的冠動脈形成術用カテーテル ①～② (略) ③ 機能区分の定義 ア～オ (略) カ 再狭窄抑制型 冠動脈ステント内再狭窄病変又は<u>新規冠動脈病変</u>のある患者に対し、経皮的冠動脈形成術のバルーン拡張時に、バルーンに塗布されている薬剤を血管内壁に吸収させることを目的に使用するカテーテルであること。 (3)～(7) (略) 131～221 (略) III～IX (略)	(別表) I (略) II 医科点数表の第 2 章第 3 部、第 4 部、第 5 部、第 6 部、第 9 部、第 10 部、第 11 部及び第 12 部に規定する特定保険医療材料 (フィルムを除く。) 及びその材料価格 001～129 (略) 130 心臓手術用カテーテル (1) (略) (2) 経皮的冠動脈形成術用カテーテル ①～② (略) ③ 機能区分の定義 ア～オ (略) カ 再狭窄抑制型 冠動脈ステント内再狭窄病変又は<u>対照血管径が 3.0mm 未満の新規冠動脈病変</u>のある患者に対し、経皮的冠動脈形成術のバルーン拡張時に、バルーンに塗布されている薬剤を血管内壁に吸収させることを目的に使用するカテーテルであること。 (3)～(7) (略) 131～221 (略) III～IX (略)